公益財団法人ひろしま産業振興機構ひろしまデジタルイノベーションセンター ひろしまデジタルイノベーションセンター解析システム利用規約

(適用及び目的)

- 第1条 本規約は、公益財団法人ひろしま産業振興機構(以下「機構」という。)ひろしまデジタルイノベーションセンター(以下「HDIセンター」という。)が管理・運用するひろしまデジタルイノベーションセンター解析システム(以下「HDIセンター解析システム」という。)の利用及びこれに付帯するサービス(以下「サービス」といい、「HDIセンター解析システム」と併せて、「HPC/CAE利用サービス」という。)の利用について必要な事項を定める。
- 2 HPC/CAE利用サービスは、地域産業の競争力を高め創造的発展に貢献し研究開発の高度化支援に資することを目的する。

(定義)

- 第2条 この規約において、次号に揚げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「利用者」とは、HPC/CAE利用サービスを利用する第4条に規定する者をいう。
 - (2) 「プロジェクト」とは、利用者がHPC/CAE利用サービスを利用して、問題の解決をするための登録単位をいう。
 - (3) 「従事者」とは、プロジェクトに従事する個人をいう。
 - (4) 「責任者」とは、プロジェクトを代表し、従事者の管理監督及び機構との連絡調整の責任を負う個人をいう。
 - (5) 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
 - (6) 「HPC」とは、High Performance Computing の略であり、通常の個人用計算機や一般商業用計算機等と比較して高性能な計算資源を用いること及びその関連技術をいう。
 - (7) 「CAE」とは、Computer Aided Engineering の略であり、設計した製品を 実際に作る前段階において、コンピューター上で 「シミュレーション」 ができ る技術をいう。
 - (8) 「第三者」とは、利用者、プロジェクトの責任者、従事者及び機構以外の者とし、 別プロジェクトの責任者及び従事者は、同一法人等に属する者であっても第三者 とする。
 - (9) 「秘密情報」とは、以下のとおりとする。
 - (ア) HPC/CAE利用サービスの利用登録により、機構が知り得た責任者及び 従事者の個人情報
 - (イ) 機構が知り得た利用者側システム情報

- (ウ) 利用者のHPC/CAE利用サービス利用履歴
- (エ) 利用者の通信内容
- (オ) 機構の所有するHPC/CAE利用サービス上のストレージのうち,機構が 利用者の専有領域として指定した領域に、利用者が保存した電子データ
- (カ) 機構がシステム障害からの回復に利用するために定期的にバックアップ保 存した利用者データ

(利用目的)

- 第3条 HPC/CAE利用サービスは、次の利用に供する。
 - (1) 地域企業等における製品等の開発のための利用
 - (2) 地域企業等における製品等の分析のための利用
 - (3) 地域企業と大学その他研究機関等における産学共同研究のための利用
 - (4) 大学その他研究機関等における学術研究のための利用
 - (5) その他機構が認める利用

(利用者)

- 第4条 利用者は、前条の利用目的を満たし、日本国内に所在地を有する次の各号のいずれかに合致する法人及び個人とする。
 - (1) 会社法に規定される株式会社,合資会社,合資会社,合同会社
 - (2) 一般社団法人,一般財団法人,公益法人等が運営する研究開発機関
 - (3) 民法,有限責任事業組合法,技術研究組合法,中小企業等協同組合法等に規定される組合
 - (4) 大学, 高等専門学校等の教育機関
 - (5) 国、地方公共団体、独立行政法人等が運営する研究開発機関
 - (6) その他機構が認める機関又は個人

(利用資格)

第5条 HPC/CAE利用サービスが利用できる責任者及び従事者については、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令により、HPC利用の制限がされない者であって、かつ、日本国内の居住者のみが利用資格を持つ。ただし、日本人個人の場合で、かつ、日本の在外公館に勤務する者はこの限りではない。

(提供資源)

第6条 利用者に提供する資源は、計算資源及びサービスとする。

(計算資源)

- 第7条 HPC/CAE利用サービスにおいて提供する計算資源(以下「提供計算資源」という。)は、次のとおり構成される。
 - (1) HPCシステム
 - (2) CAEシステム
 - (3) ストレージシステム
 - (4) ワークステーションシステム(端末ルームを含む)
 - (5) 外付けハードディスクシステム
 - (6) HDIセンターネットワークシステム
 - (7) その他
- 2 利用者は、機構がプロジェクト毎に承認した利用登録期間に限り計算資源を利用できる。

(サービス)

- 第8条 HPC/CAE利用サービスにおいて、機構が提供するサービスは以下で構成される。
 - (1) 提供計算資源の利用権
 - (2) 提供計算資源の利用サポート
 - (3) HPC/CAE利用サービスの利用に係る研修会
 - (4) HDIセンターネットワークシステムへの外付けハードディスク接続
 - (5) 無線 LAN によるインターネットへの接続環境の提供
 - (6) その他機構が必要と認めるもの
- 2 利用者は、前項第1号の利用権を別に定める要領に基づき、機構が承認した期間、占有すること(以下「期間占有利用」という。)ができる。

(利用登録申請)

- 第9条 HPC/CAE利用サービスの利用を希望する者は、利用登録申請書(兼)誓約書 (別記様式第1号)に必要事項を記入の上、書面で提出しなければならない。
- 2 HPC/CAE利用サービスの利用を希望する者は,前項の申請書の提出に併せ,本規約を遵守する旨誓約しなければならない。
- 3 第1項の申請に際し、プロジェクトに従事する予定の者は全て、次に掲げる証明書のうちいずれかのもの(顔写真付きのものに限る。)の写しを提出しなければならない。
 - (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) 住民基本台帳カード
 - (4) 在留カード
 - (5) その他機構が認めるもの

- 4 利用を希望する者は、第1項の利用登録申請書(兼)誓約書を提出した後、特段の事情によりプロジェクトの実施が困難であると判断した場合には、第11条に定める通知をする前までの間に限り、書面により申請を取り下げることができる。
- 5 前項に基づき利用登録申請の取り下げを機構が受理したときは、利用の申請が無かったものとする。

(審查)

- 第10条 機構は、利用登録申請書(兼)誓約書を受理したときは、利用目的その他申請書 記載事項について審査を行う。なお、審査にあたっては、必要と認める書類等の提出を求 める場合がある。
- 2 機構は、利用承認をした後においても、前項の書類等の提出を求めることができる。

(承認)

第11条 機構は、前条の審査を行い、その利用を承認した場合、利用者に従事者のアカウント情報を付し、その旨を書面により通知するものとする。

(不承認)

- 第12条 機構は、次の各号に該当する場合には、申請を承認しない。
 - (1) 機構が、申請に係るHPC/CAE利用サービスの提供が困難と判断した場合
 - (2) 利用を希望する者が本規約に基づく義務の履行を怠るおそれがあると認められる場合
 - (3) 申請書に虚偽記載があった場合
 - (4) 外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守していないと認められる場合
 - (5) 平和利用目的ではないと認められる場合
 - (6) 公序良俗に反していると認められる場合
 - (7) 生命倫理や安全に対する取組への配慮を行っていないと認められる場合
 - (8) 人権への配慮を行っていないと認められる場合
 - (9) 機構の社会的信用を失墜させるおそれがあると認められる場合
 - (10) その他機構が申請を承認することが相当でないと認められる場合
- 2 審査の結果,利用の承認をしなかった場合,利用を希望する者へ書面により通知するものとする。なお,機構は、承認しなかった理由を説明する義務を負わないものとする。

(暴力団等の排除)

第13条 機構は、次項第1号の照会の結果、利用を希望する者が広島県暴力団排除条例 (平成22年広島県条例第37号)第2条第1号に規定する暴力団に該当するものであ ると判明したとき及び利用を希望する者の役員等が第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等に該当するもの(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、申請書を受理せず、又は申請を不承認とする。また、承認後においてはなんらの通知をすることなくただちに利用登録を解除するものとする。

- 2 機構は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 利用を希望する者が暴力団等であるか否かについて広島県警察本部長に照会すること。
 - (2) 前号の照会により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 利用者は、HPC/CAE利用サービスの利用にあたり、暴力団等から業務の妨害その 他不当な要求を受けたときは、機構にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その 捜査に協力するものとする。

(利用登録期間)

第14条 第11条の利用登録通知及び同通知に付されたアカウント情報の有効期限は、 当該通知に記載された登録日から当該登録日の属する年度の末日までとする。

(利用登録期間の更新)

- 第15条 利用者は、登録期間の更新をすることができる。
- 2 前項の場合,登録申請に準じた手続きを毎年3月15日までに行わなければならない。
- 3 利用者が前項の申請を行わなかった場合,利用者の登録期間の更新はなされなかった ものとする。
- 4 計算資源, サービスの運用状況及びその他の事由により, 利用登録期間の更新について 承認ができない場合がある。

(利用登録事項変更)

- 第16条 利用者は、申請書の記載事項に変更が生じた場合、変更承認申請書(別記様式2号)を機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の変更承認申請書を受理し、内容が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を書面により通知するものとする。なお、承認しなかった場合も、その旨を書面により通知するものとする。

(利用登録の解約)

- 第17条 利用者は、HPC/CAE利用サービスの利用登録について解約を希望する場合は書面で届け出るものとする。
- 2 機構は、前項の届出を受理したときは、その旨を利用者に書面により通知するとともに

料金の請求を行う。なお、利用者が毎月15日までに前項の届出をした場合、機構は、翌 月末日をもって利用登録を解約する。

(権利の譲渡等)

第18条 利用者は、本規約に基づく権利を第三者に譲渡、担保提供等することはできない。 利用者は、HPC/CAE利用サービスの利用に関して、機構が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為について、利用者の関与の有無を問わず、機構に対し、一切の義務ないし責任を負うものとする。

(料金の負担)

- 第19条 利用者は、HPC/CAE利用サービスの利用にあたり、別に定める利用料金表に基づき、プロジェクト毎に必要とされる利用登録料及び利用料を負担しなければならない。
- 2 機構に支払うべき金額は、当該利用登録料及び利用料の他、当該利用登録料及び利用料 支払に対して課される消費税及び地方消費税相当額を加算した額(以下「料金」という。) とする。
- 3 機構が特に認めた場合は、利用登録料及び利用料の減免を行う場合がある。

(料金の支払い)

- 第20条 機構は、利用登録料を登録月の月末締めで算出し、請求書を発行し、利用者に送付する。なお、利用登録の申請に対する承認が年度の途中になされた場合であっても、利用登録料についての日割計算は行わず、利用者は1年分の利用登録料を負担するものとする。
- 2 機構は、毎月の利用料を利用月の月末締めで算出し、請求書を発行し、利用者に送付する。
- 3 利用者は、請求書発行月の翌月末までに、指定の銀行口座に振込で支払うものとする。 ただし、機構が別に承認した場合及び年度末の取り扱いについて双方合意した場合はこ の限りでない。なお、金融機関に支払う振込手数料は、利用者の負担とする。
- 4 機構は、第17条及び第24条に基づき利用登録が利用登録期間の中途で解約又は解除された場合であっても、既払いの利用登録料は一切返金しないものとする。

(遅延損害金)

第21条 利用者は、料金の支払を遅延した場合、納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までは年率7.3%、当該経過する日の翌日以降は年率14.6%の割合による遅延損害金を機構に支払わなければならない。

(禁止事項)

- 第22条 利用者は、承認を受けた利用目的にしたがって、善良な管理者の注意義務を持って、HPC/CAE利用サービスを利用しなければならない。
- 2 利用者,責任者及び従事者は,次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 申請した目的以外にHPC/CAE利用サービスを利用する行為
 - (3) 第32条に定めるアカウントの不正利用行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 機構もしくは第三者の財産,著作権・商標権等の知的財産権,プライバシーもし くは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 機構もしくは第三者の電子情報を複写、改ざん又は消去する行為
 - (6) HPC/CAE利用サービスに対するリバースエンジニアリングの行為
 - (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為
 - (8) HDIセンターのネットワークやインターネット網, それらに接続されたサーバ 設備等に不正にアクセスする行為
 - (9) HDIセンター又は第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の 利用もしくは運営に支障を与える行為又はそのおそれがあると認める行為
 - (10) 第三者の通信に支障を与えるHPC/CAE利用サービスの利用行為又はそのおそれのあると認める行為
 - (11) HPC/CAE利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのあると認める行為
 - (12) 他の利用者や第三者に迷惑をかける又はそのおそれのある行為
 - (13) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (14) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する 行為
 - (16) その他機構がHPC/CAE利用サービスの利用者等として相応しくないと 判断する行為
- 3 違反行為が悪質であると機構が認める場合には、機構は、利用者名及び違反行為の内容 を公表することができる。この場合、秘密情報が開示されることになったとしても、第3 0条の定めに関わらず機構は責任を負わないものとする。

(サービス及びアカウントの一時停止)

- 第23条 機構は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、プロジェクトに対するH PC/CAE利用サービスの提供及びアカウントの使用を一時停止することができる。
 - (1) 料金の支払いを遅滞した場合
 - (2) 申請に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合

- (3) その他機構が必要と認めた場合
- 2 機構は、HPC/CAE利用サービス及びアカウントを一時停止する場合には、責任者 に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限 りでない。

(利用登録の解除)

- 第24条 機構は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知 をすることなく直ちに利用登録を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁により営業停止、営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算若しくは会社更生等の手続開始の申立があった場合
 - (3) 解散若しくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされた場合
 - (4) 手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (5) 本規約に違反した場合
- 2 第22条第1項並びに同条各号及び前項各号に定める事由に該当した場合は、機構は 催告することなく利用登録の解除をすることができる。

(利用関係終了時の措置)

第25条 利用者との利用関係が終了した場合,機構は,HDIセンター解析システム内に 記録されている当該プロジェクトに関わる一切のデータ(利用者登録情報を除く)を速や かに削除する。

(サービスの中止)

- 第26条 機構は、次に掲げる事由がある場合、HPC/CAE利用サービスの提供を中止することができる。
 - (1) 機構がHPC/CAE利用サービスを提供するにあたり使用する設備等の保守, 工事,移設等のため必要である場合
 - (2) 天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがある場合
 - (3) 電気通信事業者等が、HDIセンター外からHDIセンターまでの電気通信サービスの提供を中止した場合
 - (4) その他機構がHPC/CAE利用サービスを提供するにあたり合理的理由により必要であると判断した場合
- 2 機構は、HPC/CAE利用サービスを中止する場合には、責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(サービスの廃止)

第27条 機構は、第8条第1項各号に掲げるサービス又はそれらに付帯するサービスを 廃止することがある。その際は、廃止する10開所日前までに利用者に対し書面により通 知するものとする。

(利用者の損害賠償責任)

第28条 HPC/CAE利用サービスの利用に伴って、利用者の責に帰すべき事由により機構に損害を与えた場合、利用者は、機構に対し、機構に生じた損害を賠償しなければならない。

(機構の損害賠償責任)

第29条 機構は、利用者がHPC/CAE利用サービスの利用(第26条各号によりサービスの提供を中止した場合も含む)に関して被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わない。また、利用者がHPC/CAE利用サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、利用者が自らその責任において解決するものとし、機構は一切責任を負わない。

(秘密の保護)

- 第30条 機構は、一切の秘密情報を、次の各号を除き、第三者に開示しない。
 - (1) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索及び差押等が行われる場合
 - (2) 法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合その他法令に基づいて 提供する場合
- 2 機構は、HPC/CAE利用サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲の秘密情報を使用又は保存する。
- 3 機構は、利用者、責任者及び従事者が第22条の各号いずれかに該当する禁止行為を行った場合、HPC/CAE利用サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲で利用者等の秘密情報を利用することができる。なお、本条でいう必要な範囲とは、利用者等が第22条第1項及び第2項各号いずれかに該当する禁止行為を行わないかを監視し、セキュリティ監査レベルを強化させるため、HDIセンター解析システム上で秘密情報を扱うことをいう。
- 4 機構が第2項及び前項により秘密情報を利用する場合であっても,第2条第9号(エ) (オ)及び(カ)に定める秘密情報へのアクセス権は,HDIセンター解析システムの運用を行う作業者のみがこれを有するものとする。
- 5 機構は、HDIセンター解析システムに含まれるソフトウェアを提供する業者に対して、その利用状況を把握するために必要な範囲で秘密情報を開示する。

(個人情報等の保護)

第31条 機構は,責任者及び従事者の個人情報を「公益財団法人ひろしま産業振興機構の個人情報保護に関する要綱」に基づき,適切に取り扱うものとする。

(アカウントの管理)

- 第32条 利用者,責任者又は従事者は,HPC/CAE利用サービスに関する機構提供の アカウント及びアカウントのパスワード(自ら再設定したものを含む)を,機構の承諾な く第三者に開示してはならず,かつ第三者に推測されないように,管理し,再設定しなけ ればならない。
- 2 利用者,責任者又は従事者は,第三者にアカウント又はパスワードを提供してHPC/ CAE利用サービスを利用させてはならない。
- 3 機構が、利用者、責任者又は従事者について前項に違反する疑いがあると認めたときは、 第23条第2項の定めによらず機構は直ちに当該利用者のアカウントを一時的に停止す ることができる。
- 4 機構が、利用者、責任者又は従事者が第2項に違反したと認めたときは、第24条第2項の規定により、機構は、催告をすることなく利用登録を解除することができる。

(広報活動)

第33条 機構は,第1条の利用目的の達成に資すると認められる場合,利用者の名称(共同で申請した場合はすべての共同申請者)を公表することができるものとし,利用者はこれを承諾するものとする。機構は,責任者に対し,利用目的の概要の公開に協力を求めることができる

(利用者が公表する情報の提供)

第34条 利用者は、HPC/CAE利用サービス利用の事実をプレスリリース等で対外 発表するときは、利用者の秘密情報を除き、事前にその情報を機構に提供しなければなら ない。

(知的財産権の帰属)

第35条 HPC/CAE利用サービス利用によって生じた知的財産権は、利用者に帰属 するものとする。

(通知方法)

第36条 機構から利用者に対する通知は、本規約に特に定めのない限り、責任者に、電子 メールで送信することにより行う。機構が責任者に対して前記の方法により通知した場 合において、当該通知が到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害に ついては、機構は一切責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第37条 機構は、必要に応じ本規約を変更することがある。本規約に特に定めない限り、 すでに申請されたプロジェクトにも変更後の規約が適用されるものとする。機構は、本規 約を変更する場合は、変更予定日の10開所日前までに責任者に通知するとともにHD Iセンターホームページに掲載するものとする。

(準拠法)

第38条 本規約及び利用登録は、日本の法律にしたがって作成したものと見なされ、また、 日本の法律にしたがって解釈されるものとする。

(紛争の解決)

- 第39条 本規約に基づく利用登録について紛争, 疑義又は取決められていない事項が発生した場合は,機構及び利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。
- 2 本規約に基づく利用に関する訴訟については、広島地方裁判所を専属的合意管轄裁判 所とする。

(その他)

第40条 この規約に定めるものの他、HPC/CAE利用サービス利用に必要な事項は、機構が定める。

附則

(施行期日)

- この規約は、平成29年9月19日から施行する。
- この規約は、平成29年11月20日に改定する。
- この規約は、平成29年12月15日に改定する。
- この規約は、平成30年4月1日に改定する。
- この規約は、平成31年4月1日から施行する。